

平成 23 年 5 月第 2 回市議会臨時会 議案等概要

日 程

- | | | |
|-----|---------|---------------|
| (1) | 招 集 告 示 | 5 月 1 3 日 (金) |
| (2) | 開 会 | 5 月 2 0 日 (金) |
| (3) | 閉 会 | 5 月 2 0 日 (金) |

2 提出案件

- | | | |
|-----|-----|-------|
| (1) | 報 告 | 1 6 件 |
|-----|-----|-------|

土 浦 市

提出案件一覧

報告（16件）

- 報告第7号 専決処分の承認について（土浦市国民健康保険条例の一部改正について）
- 報告第8号 専決処分の承認について（土浦市国民健康保険税条例の一部改正について）
- 報告第9号 専決処分の承認について（土浦市税条例の一部を改正する条例）
- 報告第10号 専決処分の承認について
（平成22年度土浦市一般会計補正予算（第12回）について）
- 報告第11号 専決処分の承認について
（平成22年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算（第3回）について）
- 報告第12号 専決処分の承認について
（平成22年度土浦市下水道事業特別会計補正予算（第6回）について）
- 報告第13号 専決処分の承認について
（平成22年度土浦市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2回）について）
- 報告第14号 専決処分の承認について
（平成22年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について）
- 報告第15号 専決処分の承認について
（平成22年度土浦市一般会計補正予算（第13回）について）
- 報告第16号 専決処分の承認について
（平成22年度土浦市老人保健特別会計補正予算（第2回）について）
- 報告第17号 専決処分の承認について
（平成23年度土浦市一般会計補正予算（第1回）について）
- 報告第18号 専決処分の承認について
（平成23年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について）
- 報告第19号 専決処分の承認について
（平成23年度土浦市下水道事業特別会計補正予算（第1回）について）
- 報告第20号 専決処分の承認について
（平成23年度土浦市農業集落排水別会計補正予算（第1回）について）
- 報告第21号 専決処分の報告について（和解について）
- 報告第22号 専決処分の報告について（和解について）

平成 23 年第 2 回市議会臨時会 報告

報 告

【専決処分 15 件】

1 報告第 7 号 専決処分の承認について

(土浦市国民健康保険条例の一部改正について)

改正の趣旨	<p>出産育児一時金については、平成 21 年 10 月から平成 23 年 3 月までの間、暫定的に引上げられていたが、健康保険法施行令等の一部改正(平成 23 年 3 月 30 日公布、同年 4 月 1 日施行)により、平成 23 年 4 月から恒久化されたことに準拠した改正。</p>										
改正の主な内容	<p>改正前 出産育児一時金の支給額</p> <p>○38 万円(※産科医療補償制度加算がないときは 35 万円)</p> <p>○平成 23 年 3 月までの間に出産した場合は、これに 4 万円を加算。</p> <p>改正後 出産育児一時金の支給額</p> <p>○42 万円(※産科医療補償制度加算がないときは 39 万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; margin: 10px 0;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">改正前</td> <td style="text-align: center;">第6条関係</td> <td>出産育児一時金の額を定める額…38万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">付則第5条関係</td> <td>経過措置として平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に 出産した場合の出産一時金…42万円</td> </tr> </table> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <table border="1" style="width: 100%; margin: 10px 0;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">改正後</td> <td style="text-align: center;">第6条関係</td> <td>出産育児一時金の額を定める額…42万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">付則第5条関係</td> <td>経過措置を廃止する</td> </tr> </table> <p>※ 産科医療補償制度加算</p> <p>産科医療補償制度は、分娩機関が加入する制度であり、加入機関でお産すると、万一、分娩時の何らかの理由により重度の脳性麻痺となった場合、乳児と家族に一定額の補償金が支払われる制度。現在ほとんどの産婦人科が加入しており、加入機関でお産した場合加算の対象となる。</p>	改正前	第6条関係	出産育児一時金の額を定める額…38万円	付則第5条関係	経過措置として平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に 出産した場合の出産一時金…42万円	改正後	第6条関係	出産育児一時金の額を定める額…42万円	付則第5条関係	経過措置を廃止する
改正前	第6条関係		出産育児一時金の額を定める額…38万円								
	付則第5条関係	経過措置として平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に 出産した場合の出産一時金…42万円									
改正後	第6条関係	出産育児一時金の額を定める額…42万円									
	付則第5条関係	経過措置を廃止する									
施行日	平成 23 年 4 月 1 日										

2 報告第8号 専決処分の承認について

(土浦市国民健康保険税条例の一部改正について)

改正の趣旨	国民健康保険税について、高所得者が対象となる課税限度額の引き上げにより、税収を確保し、もって中低所得者の負担の軽減を図ることを目的として、地方税法施行令の一部が改正(平成23年3月30日公布, 同年4月1日施行)となったことに準拠した改正。														
改正の主な内容	<p>国民健康保険税の構成は、 基礎課税額(医療分)＋後期高齢者支援金等課税額(支援分)＋介護納付金課税額(介護分)であり、保険税負担能力と受益程度のバランス確保のため、それぞれの課税額の上限を設定しているところ、下記のようにそれぞれ引き上げる。</p> <table border="1" data-bbox="384 712 1444 913"> <tr> <td rowspan="3">改正前</td> <td>基礎課税額限度額(医療分)</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金等課税額の基礎課税限度額(支援分)</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>介護納付金課税額の基礎課税限度額(介護分)</td> <td>10万円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"></p> <table border="1" data-bbox="384 1041 1444 1243"> <tr> <td rowspan="3">改正後</td> <td>基礎課税額限度額(医療分)</td> <td>51万円</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金等課税額の基礎課税限度額(支援分)</td> <td>14万円</td> </tr> <tr> <td>介護納付金課税額の基礎課税限度額(介護分)</td> <td>12万円</td> </tr> </table>	改正前	基礎課税額限度額(医療分)	50万円	後期高齢者支援金等課税額の基礎課税限度額(支援分)	13万円	介護納付金課税額の基礎課税限度額(介護分)	10万円	改正後	基礎課税額限度額(医療分)	51万円	後期高齢者支援金等課税額の基礎課税限度額(支援分)	14万円	介護納付金課税額の基礎課税限度額(介護分)	12万円
改正前	基礎課税額限度額(医療分)		50万円												
	後期高齢者支援金等課税額の基礎課税限度額(支援分)		13万円												
	介護納付金課税額の基礎課税限度額(介護分)	10万円													
改正後	基礎課税額限度額(医療分)	51万円													
	後期高齢者支援金等課税額の基礎課税限度額(支援分)	14万円													
	介護納付金課税額の基礎課税限度額(介護分)	12万円													
施行日	平成23年4月1日														

3 報告第9号 専決処分の承認について

(土浦市税条例の一部を改正する条例)

改正の趣旨	東日本大震災の被害が甚大であることを鑑み、緊急の対応として、雑損控除、住宅ローン控除、住宅用地の特例に関して、地方税法の一部が改正(平成23年4月27日公布・施行)となったことに準拠した改正												
改正の主な内容	<p>《市民税関係》</p> <p>○東日本大震災に係る雑損控除の特例 (付則第22条)</p> <table border="1" data-bbox="384 495 1457 701"> <tr> <td data-bbox="384 495 504 595">特例</td> <td data-bbox="504 495 1457 595">大震災により生じた※雑損失額…1年遡って平成22年分から控除(繰越期間5年)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 595 504 701">通常</td> <td data-bbox="504 595 1457 701">災害等により生じた※雑損失額…災害を受けた年分から控除(繰越期間3年)</td> </tr> </table> <p>※雑損控除特例</p> <p>「雑損控除」とは、災害、盗難、横領による損失が対象となり、申告を行うことにより、その損失額を所得より控除できる制度。通常はその損失を受けた年の所得が控除対象となるが、震災の特例により、遡って前年の所得より控除できる。</p> <p>○東日本大震災に係る住宅ローン控除の適用期限の特例 (付則第22条の2)</p> <table border="1" data-bbox="384 1010 1457 1111"> <tr> <td data-bbox="384 1010 504 1061">特例</td> <td data-bbox="504 1010 1457 1061">大震災により住宅が滅失した場合…※住宅ローン控除の残存期間対象</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1061 504 1111">通常</td> <td data-bbox="504 1061 1457 1111">住宅が滅失した場合…※住宅ローン控除の対象外</td> </tr> </table> <p>※住宅ローン控除特例</p> <p>「住宅ローン控除」とは、住宅ローン等で新築等をした場合の、所得税の税控除制度。控除期間は10年。住民税に関しては、所得税で引き切れない税額がある場合に控除できる。通常、住宅が滅失した場合は控除対象外となるが、震災の特例により、被災後、残存している未控除の期間についても、控除対象となる。</p> <p>《固定資産税関係》</p> <p>○東日本大震災に係る住宅用地の特例の継続に関する特例 (付則第22条の3)</p> <table border="1" data-bbox="384 1525 1457 1827"> <tr> <td data-bbox="384 1525 504 1727">特例</td> <td data-bbox="504 1525 1457 1727">大震災により住宅が滅失した土地…※住宅用地の特例措置の対象継続。申告し、その土地が、住宅用地として使用することができないと市長が認めた場合は、平成24年度から平成33年度(10年間)までは、住宅用地とみなすことができる</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1727 504 1827">通常</td> <td data-bbox="504 1727 1457 1827">住宅が災害等で滅失した土地の場合…※住宅用地の特例措置の対象は2年間</td> </tr> </table> <p>※住宅用地の特例措置</p> <p>「住宅用地の特例措置」とは、住宅用地の面積により「小規模住宅用地」と「一般住宅用地」に分けて課税標準額を引き下げる制度。通常、住宅が災害等により滅失した場合、特例の対象期間は滅失後2年間。</p>	特例	大震災により生じた※雑損失額…1年遡って平成22年分から控除(繰越期間5年)	通常	災害等により生じた※雑損失額…災害を受けた年分から控除(繰越期間3年)	特例	大震災により住宅が滅失した場合…※住宅ローン控除の残存期間対象	通常	住宅が滅失した場合…※住宅ローン控除の対象外	特例	大震災により住宅が滅失した土地…※住宅用地の特例措置の対象継続。申告し、その土地が、住宅用地として使用することができないと市長が認めた場合は、平成24年度から平成33年度(10年間)までは、住宅用地とみなすことができる	通常	住宅が災害等で滅失した土地の場合…※住宅用地の特例措置の対象は2年間
特例	大震災により生じた※雑損失額…1年遡って平成22年分から控除(繰越期間5年)												
通常	災害等により生じた※雑損失額…災害を受けた年分から控除(繰越期間3年)												
特例	大震災により住宅が滅失した場合…※住宅ローン控除の残存期間対象												
通常	住宅が滅失した場合…※住宅ローン控除の対象外												
特例	大震災により住宅が滅失した土地…※住宅用地の特例措置の対象継続。申告し、その土地が、住宅用地として使用することができないと市長が認めた場合は、平成24年度から平成33年度(10年間)までは、住宅用地とみなすことができる												
通常	住宅が災害等で滅失した土地の場合…※住宅用地の特例措置の対象は2年間												
施行日	付則22条・付則22条の3…平成23年4月27日、 付則第22条の2…平成24年1月1日												

- 4 報告第10号 専決処分の承認について
(平成22年度土浦市一般会計補正予算(第12回))
- 5 報告第11号 専決処分の承認について
(平成22年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算(第3回))
- 6 報告第12号 専決処分の承認について
(平成22年度土浦市下水道事業特別会計補正予算(第6回))
- 7 報告第13号 専決処分の承認について
(平成22年度土浦市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2回))
- 8 報告第14号 専決処分の承認について
(平成22年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回))

補正予算総括表

(単位：千円)

会 計	補正前の額	補正額	補正後計
一般会計	51,360,235	456,930	51,817,165
駐車場事業特別会計	251,577	1,000	252,577
下水道事業特別会計	5,000,968	70,000	5,070,968
公設地方卸売市場事業特別会計	174,188	1,669	175,857
農業集落排水事業特別会計	113,111	3,570	116,681
全 会 計	86,547,501	533,169	87,080,670

一般会計予算歳入歳出款別内訳

(単位：千円)

区 分		補正前の額	今回補正額	補正後計
歳入	寄付金	1,600	1,950	3,550
	繰入金	6,685	454,980	461,665
	合 計	51,360,235	456,930	51,817,165
歳出	土木費	7,514,945	1,500	7,516,445
	災害復旧費	0	455,430	455,430
	合 計	51,360,235	456,930	51,817,165

○ 補正予算の内容

平成23年3月11日発生の、東日本大震災による応急的な被害復旧等に要する経費、避難所に要する経費等に対する予算措置。

9 報告第15号 専決処分の承認について

(平成22年度土浦市一般会計補正予算(第13回))

10 報告第16号 専決処分の承認について

(平成22年度土浦市老人保健特別会計補正予算(第2回))

補正予算総括表

(単位：千円)

会 計	補正前の額	補正額	補正後計
一般会計	51,817,165	1,418	51,818,583
老人保健特別会計	7,187	△3,380	3,807
全 会 計	87,080,670	△1,962	87,078,708

一般会計予算歳入歳出款別内訳

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後計
歳入	繰入金	461,665	1,418	463,083
	合 計	51,817,165	1,418	51,818,583
歳出	総務費	6,073,963	1,418	6,075,381
	合 計	51,817,165	1,418	51,818,583

○ 補正予算の内容

老人保健特別会計が平成23年3月31日で廃止されることから、平成22年度老人保健特別会計決算見込(平成23年3月31日現在)に基づき、精算を行い、老人保健特別会計決算見込に基づく清算金を繰り入れ、財政調整基金に積み立てる予算措置。

11 報告第17号 専決処分の承認について

(平成23年度土浦市一般会計補正予算(第1回))

12 報告第18号 専決処分の承認について

(平成23年度土浦市駐車場事業特別会計補正予算(第1回))

13 報告第19号 専決処分の承認について

(平成23年度土浦市下水道事業特別会計補正予算(第1回))

14 報告第20号 専決処分の承認について

(平成23年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回))

補正予算総括表

(単位：千円)

会 計	補正前の額	補正額	補正後計
一般会計	50,010,000	937,340	50,947,340
駐車場事業特別会計	250,659	7,000	257,659
下水道事業特別会計	5,317,500	134,405	5,451,905
農業集落排水事業	126,441	31,092	157,533
全 会 計	87,999,000	1,109,837	89,108,837

一般会計予算歳入歳出款別内訳

(単位：千円)

区 分		補正前の額	今回補正額	補正後計
歳入	国庫支出金	7,293,809	234,775	7,528,584
	県支出金	2,480,576	7,075	2,487,651
	寄付金	1,001	14,690	15,691
	市債	5,972,100	680,800	6,652,900
	合 計	50,010,000	937,340	50,947,340
歳出	土木費	9,363,199	16,576	9,379,775
	災害復旧費	0	920,764	920,764
	合 計	50,010,000	937,340	50,947,340

○ 補正予算の内容

平成23年3月11日発生の、東日本大震災による、主に公共施設の本格的復旧経費に係る、長期的な工期を要するもの、多額の経費を要するものなどに関する予算措置。

15 報告第21号 専決処分の報告について(和解について)

事故発生場所	平成23年3月3日(木) 午後14時00分頃
事故発生場所	土浦市穴塚1935 地先
相手方	稲敷郡阿見町 女性
原因・状況等	公用車を駐車し、降車の際、後部座席に同乗していた、市嘱託職員がドアを開けたときに突風が舞い込み、公用車のドアが、右側に駐車していた、相手方の自動車の左後部ドアに接触し損傷させた。
和解内容	損害賠償額 77,123円 その余の請求権の放棄
専決日	平成23年3月25日

16 報告第22号 専決処分の報告について(和解について)

事故発生場所	平成22年11月1日(月) 午後17時00分頃
事故発生場所	土浦市神立中央五丁目4554番2 地先
相手方	土浦市 女性
原因・状況等	市道神立中央五丁目14号線上で、車体を左に寄せたところ、側溝コンクリートの蓋の角に車体前左バンパーが接触し、損傷したもの。
和解内容	損害賠償額 66,400円 その余の請求権の放棄
専決日	平成23年4月11日